

茨城町耐震改修促進計画の計画期間の延長について

茨城町では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）。以下「耐震改修促進法」という。」に基づく『茨城町耐震改修促進計画』を策定し、耐震改修等の促進を図っています。

市町村の耐震改修促進計画は、耐震改修促進法において、国が定める「基本方針」に準ずる都道府県耐震改修促進計画に基づき策定することとされていますが、現在、国において「基本方針」の見直しが検討されていることから、現行の「茨城町耐震改修促進計画（平成23年3月策定）」で令和2年度までとなっている計画期間を1年延長し、令和3年度までとします。

次期「茨城町耐震改修促進計画」の策定については、国が見直し予定の「基本方針」の内容を踏まえ、令和3年度以降に策定予定です。

< 計画期間の延長 >

現 計 画 期 間：平成23年度～令和2年度

変更後計画期間：平成23年度～令和3年度

< 参考：現状の耐震化率 >

建築物の種類	H27年の耐震化率	現状の耐震化率 (H30年)	備考
住宅	64.0%	74.9%	
民間の特定建築物等	92.0%	92.0%	
町有対象建築物	100.0%	100.0%	H26年度までに達成